

簡易型航海情報記録装置の型式承認試験基準

[1] 総則

- (1) 船舶製造業者等の一部を改正する省令(平成14年国土交通省告示第75号)附則第2条第9項に規定する簡易型航海情報記録装置の型式承認試験のための試験方法及び判定期標準は、次に定めるところによる。
(2) この試験基準においては、JIS F0812:2006(船舶の航海と無線通信機器及び試験結果要件)、IEC60945 Ed.4の補訂JSを[5] I. 製品試験及び[5] II. 環境試験の項で参照する。
- (3) この試験基準において、自動浮揚式保護カプセル及び自動転倒装置の型式承認試験基準による。
- (4) 「5」に関する試験は原則として、I.に掲げる製品試験を実施した後、II.に掲げる環境試験を行い、その後IIIに掲げる性能試験を行う。
- (5) 「4」の設計検査は、試験に先立ち行うこと。
- (6) 保護カプセルに関する試験は、別途、試験しても差し支えない。
- (7) 本基準において参照する外部の基準・規格は、特段の指定のない限り、最新のものとする。

[2] 定義

- (1) 簡易型航海情報記録装置(以下「S-VDR」という。)とは、入力データ源とインターフェース、データを処理及び解読し、カプセルに内蔵された最終記録媒体、電源と専用補助電源を含めた完全なシステムをいう。(MSC.163(78) / 4.2, IEC61996-2 Ed.2/ 3.1.10)
- (2) センサーとは、S-VDR 外部の全てのユニットで記録すべきデータを得るためにS-VDRに接続するものをいう。(MSC.163(78) / 4.2, IEC61996-2 Ed.2/ 3.1.8)
- (3) 最終記録媒体とは、適切な装置を使ってアクセスすることにより、データを修復し再生することができるデータを記録するハードウェアをいう。(MSC.163(78) / 4.3, IEC61996-2 Ed.2/ 3.1.6)
- (4) 再生装置とは、記録媒体と記録中に使ったフォーマットと両立性があり、データを回復するためのハードウェア及びソフトウェアも含む。再生装置は、通常船に装備するものではなく、本基準によるS-VDRの一部を構成するものと見なさないが、調査当局の使用のため、データの出力インターフェース、データエア及び出力インターフェースをS-VDRに含むものとする。(MSC.163(78) / 4.4, 8.1, 8.2, MSC.214(81)/Annex 2/8, IEC61996-2 Ed.2/ 3.1.7, 6.1.2, Annex C)
- (5) 専用補助電源とは、適切な自動充電設備を備え、電源停止後、船橋音声を2時間記録し続けるために十分な容量を持つたS-VDR専用の二次電池をいう。(MSC.163(78) / 4.5, IEC 61996-2 Ed.2/ 3.1.5, 4.5.3)
- (6) 分解能とは、2つの直間の最小値と可能値をいう。(IEC61996-2 Ed.2 / 3.1.9)
- (7) データとは、数値、テキスト及びオーディオやレーダー信号等を含めたS-VDRが受信し記録する情報をいう。(IEC61996-2 Ed.2 / 3.1.4)
- (8) 適切な警報の発生とは、A.83(19)の要件に従って与えられる、消音できる可聴警報と持続性のある可聴警報表示をいう。但し、可聴レベルは55 dBAから65 dBAの範囲であること。(IEC 61996-2 Ed.2 / 3.1.1)
- (9) EPIRB/S-VDR一体型カプセルとは、衛星EPIRB(SOLASV章の搭載要件)及びS-VDR(SOLASV章の搭載要件)のすべてを満足する單一のユニットをいう。(IEC61996-2 Ed.2 / 3.1.2)
- (10) 基準信号とは、1kHz 正弦波信号で、船橋音声に関するように設計された設備のための最大レベルをいい、通信音声に関しては、送受信通信音声とも、その基準信号レベルは、0.75V RMSとする。(IEC61996-2 Ed.2 / 5.6.2, 5.7.2)
- (11) レーダーデータ、再生表示装置データの静脈に関する定義は以下の通りとする。(IEC61996-2 Ed.2 / 6.2.4.1)
 - a) 色彩: $0 \leq r \leq 1, 0 \leq g \leq 1, 0 \leq b \leq 1$ として、赤(red)、緑(green)、青(blue)のそれぞれの量を指定する1組の実数値(r, g, b)。このように、色彩は、色合いと強度の両方を含む。
 - b) イメージ(画像): $0 \leq x \leq 1, 0 \leq y \leq 1$ として、デカルト座標を表す1組の実数値(x, y)に対する色彩を定義する関数
 - c) ピクセル(画素): イメージの色彩が一定であるイメージの長方形領域。この領域は、対角線上の相反する角のデカルト座標を表される2組(x_p, y_p)と(x_q, y_q)により定義される。長方形の各辺は、デカルト軸に平行で、x₀ < x_p < x_q である。
 - d) 入力イメージ: 予め決定されている試験イメージ中の1つ。試験イメージは数学的に定義されて、画素の様々な色の格子で構成される。

- e) 入力イメージ分解能：入力イメージの x と y 軸上の画素数をそれぞれ表す整数 X と Y 。製造者が S-VDR 作動時の分解能を明確にすること。
- f) 出力イメージ：元のイメージの記録を再生した時に、再生装置から生成されるイメージ。
- g) ピットマップイメージ：画素により構成されたイメージ。それぞれの画素を表すには、積 X_{ij} , Y_{ij} , X_{ij} 及び Y_{ij} は連数である。
- (12) 保護カプセルに関する試験において、“供試装置”の定義は以下のとおりとする。(IEC 61996-2 Ed. 2/ 6.1.13.1)
- a) 保護カプセル：すべての内部物を完備したもの
 - b) 最終記録媒体：通常保護カプセルに内蔵されているもの
 - c) 通常保護カプセルの内部物の一部である全ての電源又は電池
 - d) 取り付け部材と離脱装置：自動浮揚式保護カプセルの場合は自動離脱装置を含む
 - e) 固定式保護カプセルの場合、音響ビーコン、あるいは磁気的に同等のディミー
 - f) 自動浮揚式保護カプセルの場合、ロケーティング装置
 - g) 通常動作時に最終記録媒体と S-VDR 装置本体との間でデータと電力を伝送するための通常の電気的ケーブル類又は他の手段

[3] 試験等の一環条件

- (1) 上記[2]項定義の中で規定されている要件は、適宜、試験中に確認すること。
- (2) 供試装置は、製造者の装備マニュアルに従って設置されること。又、供試装置は、特に記述されている場合を除き次のものを含み、相互接続及び入力ケーブルで試験設備内に装備されること。但し、接続のための材料及びケーブルは供試装置の一部とはみなさない。(IEC 61996-2 Ed. 2/ 6.1.1.1)
- a) IEC61162 受信ポート
 - b) マイクロフォンと付随するテストディバイス
 - c) 通音オーディオ入力ユニット
 - d) レーダー入力ユニット
 - e) 制御ユニット・表示ユニット
 - f) カプセル内最終記録媒体
 - g) 電源供給ユニット
 - h) 製造者が指定するその他の全ての品目
 - i) 製造者のドキュメント
- (3) 標準入力データ
- 入力データが個々の試験のために詳しく記述される場合を除き、下記の項目を、一般的な性能評価及び性能チェックのために適用すること。音声・レーダー画像入力のためのテストデータストリームを、データ処理方法を実行するために選択すること。又、データセットのエラーは、比較的目的のために、保持されること。(IEC61996-2 Ed. 2/ 6.1.1.2)
- 船橋音声：製造者により指定された最大数のマイクロフォンを供試装置に接続すること。主に約 75dB のレベルの会話よりもなる音声信号を、それぞれのマイクロフォンに供給すること。
- 共通の扩声器を使用しても良い。
- 通信音声：製造者により指定された最大数の通信音声を供試装置に接続すること。主に製造者により指定されたレベルの会話よりもなる音声信号を、それぞれの入力に供給すること。
- レーダーデータ入力：テスト信号を供試装置に供給すること。
- IEC61162 データ入力：適当な IEC61162 (デジタル・インターフェース) センテンスの連続するストリームよりなる代表的なデータ信号を、それぞれの IEC61162 入力ポートに適用すること。端子を含む記録は、入力データの照合を可能とするために保持せること。
- (4) 他で特に記述されている場合を除き、試験は一台の供試装置で行うが、試験順序は製造者と検査当局間で同意されたもので行って良い。(IEC61996-2 Ed. 2/ 6.1.3)
- (5) IEC60945に基づく各々の環境試験の前後で、機器が IEC60945 の関連要求を満足していることを立証するために、機器は一連の性能チェックを受けること。(IEC61996-2 Ed. 2/ 6.1.5)
- (6) 船橋音声のデータ源を構成するマイクロフォンは、S-VDR の一部を構成するものと見なす。接続、信号レベル及びインピーダンスの形態は製造者の選択とする。ただし、試験する目的のために、各々のマイ

クロフォンをプラグ／ソケットの組合せ（以下「入力ポート」という。）で接続すること。（本要件は、通信音声にも適用すること。）(IEC61996-2 Ed.2/ 5.6.1)

(7) 製造者は、S-VDR の電気入力ポートでの各マイクロフォンについての基準信号を明確にすること。(IEC 61996-2 Ed.2/ 5.6.2)

(8) 通常音声試験における、指定された VFD 装置との音声接続は、IEC 61097-7 (VFD 送受信機) の要件に従うこと。(IEC61996-2 Ed.2/ 5.7.1)

(9) 試験条件に特に定めがないものは、通常環境条件で試験を行う。

(10) 保護カバーセルに関する供試装置については、以下の項目の試験を行うこと。

- ①固定式保護カバーセルの場合(IEC61996-2 Ed.2/ 6.1.13.3.1)
- a) ショック
 - b) 低温耐炎
 - c) 高温耐炎
 - d) 深海での耐海水性

上記の試験は、通常、1台の供試装置にて行うこと。2台以上の供試装置を使用する場合は以下の手順にて行うこと。

i) 2台の場合： 上記の a) が一方のユニット。b) c) d) がもう一方のユニット

ii) 3台の場合： 又は、上記の b) d) が一方のユニット。a) c) d) がもう一方のユニット

- iii) 保護カバーセルが正確な場合においても記録媒体が損傷しないことを証明できれば、深海での耐海水性試験は記録媒体のみで行うことが出来る。
- ②自動浮揚式保護カバーセルの場合（a), b) の試験はこの順序で行う。)(IEC61996-2 Ed.2/ 6.1.13.3.2)
- a) IEC61097-2 'COSPAS-SARSAT EPIRB' に規定された試験
 - b) 自動浮揚動作時のデータ保全。(IEC61996-2 Ed.2/ 6.1.13.7)
 - c) ロケーティング装置 (IEC61996-2 Ed.2/ 6.1.13.9)
 - d) 捕捉と回収の手段 (IEC61996-2 Ed.2/ 6.1.13.10)

(11) IEC 61162 以外で信号を変換するために要求される如何なるインターフェースユニットも、IEC 60945 の要件に適合するものであること。(IEC 61996-2 Ed.2/4.3.6.1)

(12) S-VDR が製造者により指定される再生装置と一緒に使用される場合、出力画像の解像度と同じかそれ以上であること。指定の再生装置は、VESA DMTS 規格 (Video electronics standards association - Discrete monitor timings standard) を満たす出力及び IEC 61996-2 の 6.2.4.2 項の要件を満たすデジタル出力を有すること。(IEC61996-2 Ed.2/5.8.2.1)

(13) VESA DMTS 規格が、 640×350 から $1,280 \times 1,024$ までの画面解像度及び 60 Hz から 85 Hz まで、 60 Hz の更新レートである。 $1,600 \times 1,200$ の画面解像度の再生率を有するモニタについて参照されることは、S-VDR は、VESA DMTS の電気仕様を満たすバッファーアーされた出力を用いて [5] III. 5.4 項 (レーダーデータ、再生表示選択) の要件を完全に満足すること。(IEC 61996-2 Ed.2/5.8.1.2)

(14) 性能試験 (PT) : 記録されたデータは再生装置を使用して確認できること。記録が連続的で、かつ標準入力データと一致することを確認するために、規定の時間、十分かつ詳細な検査が行われること。30秒間の試験は、記録中を通じて約30分間の間隔で全てのデータ・チャネルで行われるものとする。(IEC61996-2 Ed.2/6.1.1.3)

(15) 性能チェック (PC) : 各データ・チャンネルに関して、チェックの開始時に少なくとも一度、品質に関する簡略な試験を行うこと。この試験は、個々の試験に適した方法で、約1時間の間隔で、30秒間行うこと。(IEC 61996-2 Ed.2/ 6.1.1.4)

【4】 試験検査

供試装置の試験に先立ち、製造者より提出された製造図面及び関連図書等の検査を行うこと。本検査は、少なくとも次の項目を含み、検査結果は、試験報告書に記載されること。
また、必要な場合は、製品及び性能試験時に確認、又は追加の試験を行なうことがある。(IEC 61996-2/6.1.4)

検査方法	判定基準	対応する国際基準	備考
1.1 データの改ざん防止策が取られていることを確認する。	1.1.1 1) システムのどの部分へのアクセスもツール又は鍵の使用を要求するようになっていること。 2) どのつまみやキー一コードキーの操作、又はそれらの組合せも、記録に影響を与えないようになっていること。 3) 記録の終了は、鍵の操作又は他の保全性が取れる方法でのみ可能となっていること。 4) 記録データは、パスワードの使用により権限のないアクセスから保護されていること。	MSC.163(78) / 5.1.3, 5.2, IEC61996-2 Ed.2 / 4.3.4.2, 4.4.2, 6.1.4.a)	
2.1 固定式保護カプセルの場合、離脱装置について確認する。	2.1.1 潜水夫、遠隔操作ビーケル(ROV)が行う水中での回収が容易な離脱機構が備わっていること。 取り外し後、保護カプセルの安全な回収のために、適当な大きさのパッドアイ、ハンドル等が備わっていること。	MSC.163(78) / 5.1.3 IEC61996-2 Ed.2 / 5.2.1.2.	典型的な水中回収機マニュピレーターのあご部の最大開口寸法は、最大300mm、握力限界は約1kN、張力限界は約500Nであることに留意すること。
3.1 保護カプセルの再生表示装置について確認する。 固定式保護カプセルの場合	3.1.1 25 kHz から 50 kHz の周波数範囲で作用する水中音響ピーコンで少なくとも 30 日間のバッテリー動作寿命があつて、SAE AS 8045 (Engineering Society for advancing mobility land sea air and space - Minimum performance standard for underwater locating devices - acoustic-self-powered) に適合するものであること。	MSC.163(78) / 5.1.3 IEC61996-2 Ed.2 / 5.3.1, 6.1.4.c), 6.1.13.9.	

検査方法	判定基準	対応する国際基準	備考
3 2 自動浮揚式保護カプセルの場合	<p>3 2 1) ホーミング機能は、モールス文字 "V" が、47.5~52.5 秒間の異なる繰り返し周期及び 11ms±5% に等しいユニット長さで挿入されるべきではないことを除いて、IEC61097-2 の附属書 D に適合すること。 2) IEC61097-2 に適合し、かつ屋間にても発光を続ける発光灯を有すること。 3) 少なくとも 4 秒 (角度) の精度で、最後に受信した位置又は現在位置を決定し、送信できること。及び、IEC61097-2 の該当する規定に適合すること。 4) EPTRB/S-VDR 一体型の場合は、この試験基準の要件に加えて IEC61097-2 の規定に適合すること。 5) ロケーティング、ホーミング送信機は、</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 少なくとも 7 日間、IEC61097-2 の規定に適合して作動できること。 b) 装置が遠隔操作可能である場合は、(※)、 <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも 2 時間初期ロケーティング信号を送信できるか、又は、EPTRB/S-VDR 一体型カプセルの場合は少なくとも 48 時間、初期ロケーティング信号を送信でき、かつ、その時間が経過した後、送信機は自動的に待ち状態になること。 ・7 日間／168 時間以上の期間にわたり、少なくとも合計 48 時間ロケーティング／ホーミング信号を送信するよう指令できること。 ・5 日間／120 時間以内に送信の指令を受けなかった場合には、自動的に、少なくとも 48 時間の送信モードに切り替わること。 	<p>MSC. 163 (78) / 5.1.3 IEC61996-2 Ed. 2 / 5.3.2.1~5.3.2.5, 6.1.4. c), 6.1.13.9</p> <p>MSC. 81 (70) IEC61097-2</p>	(※) リターンシグナル、ヨニクスは、合計 7 日間にわたって 48 時間に送信を確実にするよう、ロケーティング信号 (最初の起動の後) を指令／制御するためには使用されなければならない。
4 1 保護カプセルの最終記録媒体について確認する。 1) 最終記録媒体は、保護カプセル内に内蔵されていること。 2) 事故後、記録媒体を容易且つ確実に検査することが不可能な場合、再生を試みる前に、記憶されたデータが類似しい、あるいは記憶媒体が過度の熱に晒されたか否かを判別できるようにするための手段を講じられていること。 3) 最終記録媒体は、記録停止後装置の製造者が指定する動作及び保存条件下で、少なくとも、2 年間記録されたデータを保存できるようになっていること。	<p>4 1. 1) 内蔵されていること。 2) 適切な手段が講じられていること。 3) 必要な動作及び保存状態が明記されており、データが 2 年以上保存できること。</p>	<p>MSC. 163 (78) / 5.1.3 IEC61996-2 Ed. 2 / 4.3.4.1, 4.3.5, 5.4.1, 5.4.2.2</p>	<p>3) 保存期間の確認は、記録媒体製造者の仕様書等で確認して差し支えない。</p>
2 自動浮揚式保護カプセルの事故後の存続性能について確認する。	2 保護カプセルが漏洩脱し、塩水に少なくとも 7 日間さらされた後、内部の最終記録媒体に記録されたデータが損失なく回収できることに設計されていること。	<p>MSC. 163 (78) / 5.1.3 IEC61996-2 Ed. 2 / 4.3.4.1, 4.3.5, 5.4.1, 5.4.2.2</p>	

検査方法		判定基準	対応する国際基準	備考
5 1 インターフェース。	a) 要求される種々のセンサーとのインターフェースは、実行できる場合は、該当する国際インターフェース規格、IEC61162シリーズに従っていることを確認する。 b) S-VDR の保存データを外部のコンピュータに取り出すインターフェースを有することを確認する。	5 1 a) IEC61162 に適合していること。 b) 附属書1に適合していること。	MSC.163 (78) / 7 MSC.214(81) / 8.1 IEC61996-2 Ed.2 / 4.3.6.1, 4.3.6.2, Annex C	
6 1 最終記録媒体のデータロックについて調査する。		6 1 S-VDR の構成及び S-VDR に接続されるセンサーを明確にするデータブロックを、S-VDR の装置調整時に最終記録媒体に書き込めるようになつてること。この構成データは、恒久的に最終記録媒体に記憶し、構成に変更があった場合、正式に認めた人が行う修正以外に、何人も変更できないように保護されていること。このデータブロックの構成に加える如何なる変更も、義務付けられている項目の電線に影響を及ぼさないこと。 このデータブロックには、以下のシステム構成情報及びデータ源の識別が含まれていること： a) 型式承認当局及び型式承認番号 b) IMO の船籍識別番号 c) 使用しているソフトウェアのバージョン番号 d) 最後に修正の日付と時刻の自動挿入 e) マイクロフォンの位置及び割り当て記録ポート、及び ID (2 文字による識別、例えば、M1、M2 など) f) VHF 通信接続位置及び電線ポートの配置、及び ID (2 文字による識別、例えば、V1、V2、など) g) レーダー表示出力が接続されているもの (チャンネル部) 及び ID (例えば、R1, R2, Rx などの 2 文字の識別) h) 日付と時刻 - 日付と時刻データの入力源； i) 船位 - 船位情報を測定システム (EPOS) の識別及び船上におけるその相対位置 j) 最低限、IMO A.861 (20) / 5.4 が要求する全データに対する他のデータ入力	MSC.163 (78) / 5.2 IEC61996-2 Ed.2 / 4.4.1, 4.4.2	e) チャンネル割当を意味するものではない。
			i. 記録データを提供する機器の識別 ii. IEC61162 に適合している場合、情報を伝達しているセンテンス (承認センテンスは附属書1を参照) iii. IEC61162 に従った承認センテンスとして受け取れる場合 (例えば、アナログ変換または不連続信号を含むもの)、センテンスの位置情報及びセンサー直 (陀螺、舵角、警報や指示器の状態等) と受信値との相関の識別	対応する国際基準
			判定基準	備考

7	1	操作性について調査する。	<p>事故後に記録されたデータを、保護力アセルを開く必要がなく、最 小限の記録過程の中断で適切な方法によりセーブできる手段を備え ていること。セーブ処理の過程で使用するコントロールは、簡単に 把えるものであること。</p> <p>又、以下の項目のようなになっていること。</p> <p>a) 最終記録媒体への記録過程は、セーブ処理は、当局 中断されないこと。最終記録媒体に記録されたデータは、消去 されないこと。</p> <p>b) セーブされたデータは自動的にチェックされ、最終記録媒体に 記録されたデータと同一であることを確認する。</p> <p>c) 何らかの不具合が有る場合には、その旨を表示すること。</p> <p>d) セーブ処理が完了したとき、セーブしたデータ及びセーブ後に 発生した事故に關わるデータのコピーができる手段を備えるこ と。</p> <p>d) セーブ処理が完了したとき、次の事故に關連するデータの取録 ができるよう、このデータセットを保存されべき他の取録設 置に移せる手段があること。</p>	<p>“セーブ処理”とは、 最終記録媒体に有る データのコピーを保 存することを意味す る。セーブデータは、当局 者ではない者に対し、ま た不注意な上書きに 対して保護されてい ること。</p>	<p>MSC. 163 (78) / 6.1 MSC. 214 (81) / Annex2 / 8 IEC61996-2 Ed. 2 / 4.5.1, Annex C</p>
8	1	1) S-VDR のレーダー入力について調査する。 2) S-VDR の LAN レーダー画面のビデオ入力について調査する。	<p>1) S-VDR が画像を記録しようとするレーダー画面からのバックアーサれたビデオ出力に接続できるようになっていること。</p> <p>2) オプションとして、IEC62388に適合するレーダー画像を受け取るため、レーダーからLANインターフェースに接続されるものでもよ</p> <p>3) これらの出力は、実際に使用し画像画面を作り出すために使用される信号をバックアードしていること。</p> <p>3) オプションで、S-VDR がレーダー製造者により個々に規定している バックアードされた入力、その他の形式で作動する場合は、その入力 についても調査すること。</p>	<p>IEC61996-2 Ed. 2 / 5.8.1.1.1, 5.8.1.1.2, 5.8.1.3</p>	
8	1				

検査方法	判定基準	対応する 国際基準	備考
9.1 S-VDRで記録されるデータ項目及びその詳細について調べる。	<p>9 1 S-VDRで記録されるデータ項目及びその詳細については、以下のとおりであること。</p> <p>a) 日付と時刻：もし利用できるならば、外部情報源（例えば、電子測位システム（EPOS）や無線時刻信号、等）から、又は船内の時計から、少なくとも毎時一回、UTCを基準にした日付と時刻を得ていること。記録内に、どの日時情報を利用した日付と残すこと。記録方法が、記録されたその他全てのデータ項目のタイミングが、再生する際に事故の履歴を詳細に再構築するに十分な、悪くても1秒の分解能であること。</p> <p>b) 船位：緯度、経度及び使用した測地系を、もしあれば専用のEPOS又は複合型航洋装置（INS）から得ていること。情報源の識別と状況が常に、記録の再生上で判別できること。船位は、船上で可能な限り、弧の0.0001分までの分解能で船位を記録できること。</p> <p>c) 速力：船速距離計（SME）から対水又は対地速力（船首尾方向及び左右方向の利用可能な速力）を、船上で可能な限り、0.1ノットまでの分解能で、対水基準又は対地基準印字であるか、を明確にすると共に、記録できること。</p> <p>d) 船首方位：船のコンパスが指示する船首方位。船首方位は、船上で可能な限り、0.1°までの分解能で船首方位を記録できること。</p> <p>e) 船橋音声：1又は複数のマイクロフォンを船橋内に配置し、揚船指令所、レーダー表示器、チャートテーブル、等で、又はそれ等の近くでの会話を十分に記録できること。実行可能な限り、船橋内での（船橋に装備している機器の）船内通話装置、船内指令システム及び可聴警報の入出力も捕捉できるようになっていること。</p> <p>f) 遇信音声：操船に関するVHF通信については、船橋音声とは独立して記録できること。記録には送受両音声信号を含め、直結された固定VHF設備から連続であること。</p>	<p>MSC.163(78) / 5.4 IEC61990-2 Ed.2 / 4.6</p>	必要に応じ、データの詳細は性能試験時に確認すること。

検査方法		判定基準	対応する国際基準	備考
9.1	9.1.1	<p>レーダーデータ、再生表示モード: 船上のレーダー設備の内の1台からの電子信号情報を含め、その信号情報は、記録時にそのレーダーの主表示器上で実際に表示されていた全ての情報を記録したものであること。レーダーデータには、レンジリングやマーカ、ペアリングマーク、電子プロツティングシンボル、レーダーマップ、選択されたシスティム電子海図(ENC)の表示部分又はその他の電子チャート者しくはマップ、航海計画、航海データ、航海情報、表示上で見ることのできたレーダー画面、航海データをも含めること。記録方式は再生時にS-VDR に必須の帶域圧縮技術の制限内にも拘らず、記録時に表示されたいたレーダー画面全体の忠実な複製を表示できるものであること。</p> <p>h) 音響測深機: 水深は、船上で可能な限り、0.1 mまでの分解能で、キーピル下の水深を含めていること。現在表示中の水深尺度とその他の状態情報を含む場合には、それらを記録できること。</p> <p>i) 主警報: 船橋における全てのIMO強制警報装置を含めていること。全てのIMO強制警報の状態を、船橋音声により、又、可能である場合にはデータパラメータとして記録できること。</p> <p>j) 操舵指令及び陀螺: 操舵指令及び陀螺角度の両者を、船舶毎に有効かつ精密なものとして1°までの分解能で、記録できること。船首方位又は航跡自動接続装置を装備している場合は、その状態及び設定も記録できること。</p> <p>k) 主機指令及び舵管・エンジンテレグラフの位置又はエンジン/プロペルの直接制御・シャフトの回転数(又は同等な値)、もし備えていれば、前進/後進表示を含めたファードバック表示も含めていること。ハウ及びスラスターが有る場合は、その状態も含めていること。回転数については、1 r.p.m.までの分解能で、又、ピッチについて1°までの分解能で記録できること。</p> <p>l) 船体開口部(戸)の状態: 船橋において表示されることが要求されている全てのIMO強制状態情報を含めていること。</p> <p>m) 水密戸及び防火戸の状態: 船橋において表示されることが要求されている全てのIMO強制状態情報を含めていること。</p> <p>n) 加速度及び船体応答: IMO が義務づける船体応答監視装置を備えている場合、監視装置で予め選択されていて利用できる全てのデータ項目を記録できること。</p> <p>o) 風速及び風向: 船舶が適切なセンサーを備えている場合に、適用される。相対風向風速又は真風向風速のどちらを記録しても構わないが、相対又は真の印字であるかも記録できること。</p>		

試験方法		判定基準		対応する国際基準	備考
		p) AIS 物語データ：他船に関する情報として AIS 物語データが記録できること。			
10 1	電源について確認する。	10 1	船舶の非常電源で作動可能となっていること。	MSC.163(78) / 5.3 IEC61990-2 Ed.2 / 4.5.2, 4.5.3, 6.1.4 d)	